

# 農業委員会総会議事録

## 第11回農業委員会

1. 開会日時 平成23年2月17日(木) 午前 9時30分

2. 閉会日時 平成23年2月17日(木) 午前10時05分

3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

### 4. 出席委員(全16人中13人出席)

出席者	1番	坪井 邦夫	10番	安藤 茂市
	2番	河村 稔	11番	小塚 康孝
	3番	鈴木 利彦	12番	秋田 洋實
	4番	秋田 秀機	13番	高柳 幸善
	5番	安藤 丁士	15番	水野 満
	6番	井上 巖	16番	戸田 俊一
	8番	坪井 猛		

欠席者	7番	柴田 勝明	14番	小出 千昭
	9番	柴田 充藏		

### 5. 事務局 2名

事務局長 平岩 満

事務局職員 松井 良廣

### 6. 会議日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名者選出
- 4 議 案

- (1) 議案第3号 農地法第5条許可申請について
- (2) 議案第4号 農地法第5条許可申請について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条届出受理状況について
- (2) 農地法第5条届出受理状況について

## 7. 配布資料

- ①資料No.1 農地法第5条(許可)
- ②資料No.2 農地法第4条関係(届出)
- ③資料No.3 農地法第5条関係(届出)
- ④資料No.4 農業委員会新年懇親会収支報告
- ⑤TPPに関する署名のお願い及び全国農業新聞特別版
- ⑥米トレーサビリティ法(パンフレット)
- ⑦別添資料1 平成22年度農地パトロールの結果について
- ⑧別添資料2 農業委員会ホームページについて

## 8. 議事内容

### (1) 議案

#### ①農地法第5条許可申請について

- ・総会資料No.1に基づき説明し、全員賛成で許可相当との意見を付し県に到達することとなった。

質疑応答の要旨は下記のとおり。

事務局員

#### 【議案第3号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法(法第4条第2項第1号ロ)の農地区分の第2種農地を対象とする農地転用の案件です。第2種農地とは、「市街地又は、市街地化の傾向の著しい区域に近接、または市街地化が見込まれる区域内にある農地」であり、今回の申請地は、第2種農地の中で、「(ア)相当数の街区を形成している区域」に相当しています。この第2種農地は、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、その申請事業の目的を達成することが認められる場合には原則として許可することができない」区域にあたります。添付書類の代替地の検討の中で、町内所有地は全て狭小であり、この土地以外には目的を達せられないため、許可できるケースとなります。申請書には、木津用水土地改良区の意見書も添付されており、支障なしとの意見となっております。また、隣接する農地所有者の方の承諾書も添付されており

ます。申請者は、30年以上前から申請地を資材置場として使用しており早急に是正しようとしたものであります。よろしくご審議をお願いします。

会長

ただ今、第3号議案、農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方はご発言をお願いします。

委員

A委員

これは、町の方から指導されたわけですか。

事務局職員

今回の申請のきっかけは、町の指導ということではないです。

A委員

ただ、許可がしてなかったから出したということですか。

事務局職員

申請を出したいという相談がありましたので、資料を揃えて持ってきてくださいと指示して、それを元に最終的な許可権者である県に相談に行き、とりあえず申請を出させて農業委員会で意見を付し、県の方に上げて欲しいとのことだったので、このようになっています。

## ②農地法第5条許可申請について

- ・総会資料No.1に基づき説明し、全員賛成で許可相当との意見を付して県に進達することとなった。

質疑応答の要旨は下記のとおり。

事務局員

### 【議案第4号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法（法第4条第2項第1号ロ）の農地区分の第1種農地を対象とする農地転用の案件です。第1種農地とは、「良好な営農条件を備えている農地」であり、今回の申請地は、1種農地の中で、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」（令第11条第1号）にあたります。「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。この第1種農地は、原則として許可しない区域にあたりますが、例外的に許可できる場合がいくつか定められており、本件の場合は、申請地周辺に既存の資材置場が既にありますので、「申請にかかる農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること」（令第10条第1項第2号ハ、則第35条）

の内の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。」（平成21年12月11日付け21経営第4530号及び21農振第1598号、農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。第2 1 イ（イ） e（e））であり、許可できる場合に当たります。申請書には、木津用水土地改良区の意見書も添付されており、支障なしとの意見となっております。北側と南側の田と隣接しており、所有者の承諾は得られていますので、周辺農地に影響はないものと考えます。申請者は、昭和50年代頃に会社を設立し、その頃から申請地を資材置場として使用しています。今般、代表者の変更に伴う地主との協議の中で、現代表者が実態を知り、早急に是正しようとしたものであります。許可権者である県に本件でも事前相談しております。よろしくご審議をお願いします。

会長

議案第4号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

既存の部分があるわけですが、それに対してどれくらいまで許可できるんですか。

事務局職員

半分です。

B委員

過去に出ていると思うけど、なぜ2回に分けたんですか。

事務局職員

2分の1を超えていたので、できなかつたんです。

B委員

2回に分けざるを得んかったということですか。

事務局職員

はい、そうです。

B委員

これで、過去の面積が宅地化になっているから、今回やれるようになったということですね。過去のが許可されてなければ、当然できないということですね。例えば、さらに拡張したいということになれば、2分の1以内なら求められるということですか。

事務局職員

そういうことです。

A委員

前の申請からは、どれだけ期間があるんですか。是正しようと思っ  
たことなので、ある意味で仕方がないと思うんですが、もし今後も  
拡張したいということがあったら認めていかなければいけないこと  
になってしまうのではないですか。

事務局職員

段々できる範囲が増加していきます。ただ、今までの既存のもの  
の是正なんですが、今度出てくるときは、期間にもよりますが、あ  
まり近いうちに出てきて許可されてしまうと法が形骸化してしま  
います。

A委員

少し違うかも知れないけど、税制の場合、大きい田を2回に分  
けると控除が2回使えるから分けたいんだけど認められない。そ  
れと同じルールで、形骸化してしまうような形でお墨付きを  
与えてしまうのが本当にいいのか危惧するところです。

会長

この件に関しては、県にも相談しては、その結果2回に分け  
るを得なかったんです。今後は、しっかり対応していきたいと思  
っております。

## (2) 報告事項

①農地法第4条届出受理状況について

②農地法第5条届出受理状況について

・総会資料No.2・3に基づき説明し、特に意見もなく了承された。

(午前10時5分終了)

## 9. その他

1 事務局より以下のとおり、事務連絡等を行った。

①次回の会議について、通常は第3木曜日の3月17日であるが、議  
会日程と重なっているため、翌週の3月24日(木)に開催したい旨  
提案し、異議なく了承された。資料は、3月10日頃に送付する予  
定である旨説明。

②TPPに関する署名について、趣旨に賛同される方は、署名して  
いただき、事務局に提出していただければ、愛知県農業会議に回  
送する旨説明。

③米トレーサビリティのパンフレットと説明会の案内。

④平成22年度農地パトロールの結果について、「別添資料1 平成  
22年度農地パトロールの結果について」に基づき報告。

⑤豊山町農業委員会のホームページ案について、「別添資料2 農  
業委員会ホームページについて」に基づき説明。各委員が確認し  
、次回の農業委員会で気づいた点を報告していただくこととな  
った。

⑥資料について、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨説明。

10. 農地転用件数

1月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	0	0.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	2	329.00
		2	329.00	豊場				
5条	許可	1	865.00	青山	5条	許可	2	1,442.00
		1	577.00	豊場				
	届出	1	109.00	青山		届出	2	338.00
		1	229.00	豊場				

※ 累計については平成23年1月～平成23年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。